

令和6年第2回臨時会

# 東 吾 妻 町 議 会 会 議 録

令和6年4月25日 開会

令和6年4月25日 閉会

東 吾 妻 町 議 会

## 令和6年東吾妻町議会第2回臨時会会議録目次

### 第1号（4月25日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
○職務のため出席した者	2
○議長挨拶	3
○町長挨拶	3
○開会及び開議の宣告	4
○議事日程の報告	4
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	4
○承認第1号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決	5
○承認第2号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決	10
○議案第1号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決	12
○議案第2号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決	14
○日程の追加	15
○議員派遣の件について	16
○閉会の宣告	17
○署名議員	18

## 令和6年東吾妻町議会第2回臨時会

### 議事日程(第1号)

令和6年4月25日(木)午前10時開会

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 承認第1号 専決処分の承認について(東吾妻町税条例の一部を改正する条例)
- 第4 承認第2号 専決処分の承認について(東吾妻町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 第5 議案第1号 財産(土地)の取得について
- 第6 議案第2号 工事の施行に関する協定の締結について

### 本日の会議に付した事件

日程第6まで議事日程に同じ

追加日程第1 議員派遣の件について

### 出席議員(12名)

1番	佐藤 聡一 君	2番	齋藤 貴史 君
3番	増子 京子 君	4番	渡 一美 君
5番	井上 日出来 君	6番	高橋 弘 君
7番	高橋 徳樹 君	8番	里見 武男 君
9番	小林 光一 君	10番	重野 能之 君
11番	竹渕 博行 君	12番	樹下 啓示 君

### 欠席議員(なし)

### 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	中澤 恒喜 君	副町長	石村 文明 君
教育長	山野 邦明 君	総務課長	酒井 文彰 君

企画課長	寺嶋正春君	まちづくり 推進課長	玉橋晃君
保健福祉課長	小池さつき君	町民課長	谷直樹君
税務課長	堀込恒弘君	農林課長	白石彰久君
建設課長	福原治彦君	上下水道課長	高橋篤君
会計課長兼 会計管理者	関和夫君	学校教育課長	水出悟君
社会教育課長	角田良信君		

**職務のため出席した者**

議会事務局長	西山孝弘	議会事務局 補佐	西巻雅子
議会事務局 会計年度 任用職員	田中すずの		

---

◎議長挨拶

○議長（佐藤聡一君） 皆さん、おはようございます。

本日ここに令和6年第2回臨時会が招集されましたところ、議員各位には極めてご多用の折、ご参集いただきまして、ここに開会できますことに対し、心から感謝申し上げます。

さて、本臨時会は議案4件が付されておりますので、十分にご審議をお願い申し上げ、開会に当たっての挨拶といたします。

---

◎町長挨拶

○議長（佐藤聡一君） 開会に当たり、町長のご挨拶をお願いいたします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） おはようございます。

令和6年第2回臨時会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

若葉が芽吹く季節となりました。議員各位におかれましては、公私ともにご多用の中、ご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

去る4月3日、当町とも交流関係にある台湾において大規模な地震が発生し、多数の死傷者や家屋倒壊をもたらすなど多大な被害が出ておりますことに、心から哀悼の意をささげますとともに、お見舞いを申し上げます。

町といたしましても、早期復興支援に寄与するため、友好交流自治体である杉並区とも連携し、先般、台北駐日経済文化代表処に出向き、見舞金と募金をお届けいたしました。

なお、募金は、役場窓口やすいせん祭りの際に設置した募金箱に、町民の皆様をはじめ、賛同する皆様から寄せられました心ある寄附金でございます。ご協力をいただいた全ての方々に心から感謝を申し上げるとともに、被災地の一日も早い復興をお祈り申し上げます。

さて、本日の臨時会では、専決処分の承認について2件、財産の取得及び工事の施行に関する協定の締結についてなど、合計4件を提案させていただくものでございます。

慎重審議の上、ご議決を賜りますようお願いを申し上げまして、開会に当たっての挨拶さ

させていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

---

#### ◎開会及び開議の宣告

○議長（佐藤聡一君） ただいまより令和6年第2回定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時03分）

---

#### ◎議事日程の報告

○議長（佐藤聡一君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。  
議事日程に従い会議を進めてまいります。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（佐藤聡一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第125条の規定により、2番、齋藤貴史議員、3番、増子京子議員、12番、樹下啓示議員を指名いたします。

---

#### ◎会期の決定

○議長（佐藤聡一君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤聡一君） 異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたしました。

---

◎承認第1号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（佐藤聡一君） 日程第3、承認第1号 専決処分の承認について（東吾妻町税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 承認第1号 東吾妻町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、提案理由の説明を申し上げます。

第213回通常国会において地方税法等の一部を改正する法律が成立し、本年3月30日に公布され、4月1日から施行されております。この法改正を受け、東吾妻町税条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したことについて、ご承認をお願いするものでございます。

この条例の施行日を法律に合わせるため、令和6年3月30日公布、4月1日施行といたしております。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご承認をくださいますよう、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 続いて、担当課長の説明を願います。

税務課長。

○税務課長（堀込恒弘君） おはようございます。よろしくお願いいたします。

本件につきましては、町長提案説明のとおり、地方税法等の一部を改正する法律が令和6年4月1日に施行されることに伴う東吾妻町税条例の一部改正について、専決処分の承認をお願いするものでございます。

改正条項が多いため、ある程度のお時間を頂戴いたしますが、詳細についてご説明させていただきます。

それでは、新旧対照表をご覧ください。

初めに、本則の改正でございますが、町民税の減税を規定する第51条、固定資産税の減免を規定する第71条、特別土地保有税の減免を規定する第139条の3において、字句の整理を

行うとともに、それぞれ第2項に職権による減免を可能とする規定を追加しております。この職権による減免規定は、災害時に本人からの申請がかなわない場合が想定されての追加でございます。

2ページをお願いいたします。

ここからは、附則の改正についてご説明させていただきます。

第5条の2、令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例の新設は、令和6年能登半島地震災害により住宅や家財等の資産について損失が生じたときは、令和6年度分の個人町民税において、その損失の金額を雑損控除の適用対象とすることができる特例規定の新設でございます。

3ページをお願いいたします。

続いて、第6条は、地方税法附則の項ずれ等に伴う改正でございます。

この後の説明において、地方税法を法と省略してご説明させていただきますので、ご承知おきください。

次に、第7条の5、令和6年度分の個人の町民税の特別税額控除は、特別税額控除に当たる、いわゆる定額減税に関する規定でございます。令和6年度分の個人の町民税の特別税額控除規定を新設するものでございます。

第7条の6、令和6年度分の個人の町民税の納税通知書に関する特例も、定額減税に関する規定の新設でございます。令和6年度分の個人町民税の特別税額控除に係る納税通知書に記載すべき各納期の納付額について規定するものでございます。

5ページをお願いいたします。

第7条の7、令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の町民税に関する特例でございます。こちらも定額減税に関する規定の新設でございます。令和6年度分の個人町民税の特別税額控除に係る公的年金等に係る個人町民税の各納期の納付額の記載について規定するものでございます。

飛びまして、9ページをお願いいたします。

第7条の8、令和7年度分の個人の町民税の特別税額控除も、定額減税に関する規定の新設でございます。令和7年度分の個人町民税の特別税額控除に係る同一生計配偶者を有する者に係る特例について規定するものでございます。

10ページをお願いいたします。

第8条は、特別税額控除額の算定に用いる所得割の額について、肉用牛の売却による事業

所得に係る課税の特定の適用後のものとなるよう、読替規定を追加するものでございます。

次に、第10条の2は、固定資産税の課税標準の特例を規定した法附則第15条の改正に伴う改正で、各項は、地域決定型地方特例措置、一般的にはわがまち特例と言われておりますが、そのわがまち特例に関する規定でございます。

改正前の第21項、企業主導型保育事業に係る課税標準の規定を削除し、改正後は第14項と第24項を新設するとともに、条文中の項ずれ等を改めております。

第14項は、再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例のうち、一定のバイオマス発電設備に対して課する固定資産税の特例割合を7分の6とするもの、11ページの第24項は、一体型滞在快適性等向上事業により整備した滞在快適性等向上施設等に対して課する固定資産税の特例割合を2分の1とするものでございます。

次に、第10条の3第3項は、新築された認定長期優良住宅に係る特例について、申告書の提出がない場合でも一定の要件に該当すると認められる場合には、特例を適用することができることとするを新たに規定するものでございます。

この第3項の新設に伴う項ずれの改正とともに、改正後の第9項から第14項の各項において、法施行規則の改正に伴う条文中の項ずれを改めております。

13ページをお願いいたします。

第11条は、法附則第17条、土地の下落修正措置、負担調整措置等の特例に関する用語の定義規定について、現行制度を継続する改正が行われたことにより、対象年度を改めております。

第11条の2も、法附則第17条の2、土地の下落修正措置規定について、現行制度を継続する改正が行われたことにより、対象年度を改めております。

14ページをお願いいたします。

第12条は、法附則第18条、宅地等に係る負担調整措置規定について、現行制度を継続する改正が行われたことにより、対象年度を改めております。

15ページをお願いいたします。

第12条の2は、法附則第21条第1項、用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税等の特例に関する経過措置に基づくみなし方式制度を継続することによる対象年度の改正でございます。

次に、第13条は、法附則第19条、農地に係る負担調整措置規定について、現行制度を継続する改正が行われたことにより、対象年度を改めております。

16ページをお願いいたします。

第15条は、特別土地保有税に関する法附則第31条の3において、現行制度を継続する改正が行われたことにより、対象年度を改めております。

17ページをお願いいたします。

第16条の3第3項第5号は、法附則第33条の2、上場株式等に係る配当所得等に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例規定の新設に伴い、特別税額控除の対象となる所得割の額について、上場株式等の配当所得の分離課税分の所得割の額を含める読替規定を追加するものであります。

次に、第16条の4第3項第5号は、法附則第33条の3、土地の譲渡等に係る事業所得等に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例規定の新設に伴い、特別税額控除の対象となる所得割の額について、土地等の譲渡等に係る事業所得等の分離課税分の個人住民税の所得割の額を含める読替規定を追加するものでございます。

続いて、第17条第3項第5号は、法附則第34条、長期譲渡所得に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例規定の新設に伴い、特別税額控除の対象となる所得割の額について、長期譲渡所得の分離課税分の個人住民税の所得割の額を含める読替規定を追加するものでございます。

次に、第18条第5項第5号は、法附則第35条、短期譲渡所得に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例規定の新設に伴い、特別税額控除の対象となる所得割の額について、短期譲渡所得の分離課税分の個人住民税の所得割の額を含める読替規定を追加するものでございます。

第19条第2項第5号は、法附則第35条の2、一般株式等に係る譲渡所得等に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例規定の新設に伴い、特別税額控除の対象となる所得割の額について、一般株式等に係る譲渡所得等の分離課税分の個人住民税の所得割の額を含める読替規定を追加するものでございます。

続いて、第20条第2項第5号は、法附則第35条の4、先物取引に係る雑所得等に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例規定の新設に伴い、特別税額控除の対象となる所得割の額について、先物取引に係る雑所得等の分離課税分の個人住民税の所得割の額を含める読替規定を追加するものでございます。

次に、第20条の2第2項第5号及び、次ページになりますが、第5項第5号は、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条、事業から生ず

る所得に対する特別徴収に係る住民税の特例等の規定の新設に伴い、特別税額控除の対象となる取得割の額について、特例適用利子等及び配当等に係る個人住民税の取得割の額を含める読替規定を追加するものでございます。

19ページをお願いいたします。

第20条の3第2項第5号及び第5項第5号は、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第3条の2、配当等に対する特別徴収に係る住民税の税率の特例等の規定の新設に伴い、特別税額控除の対象となる所得割の額について、条約適用利子等及び配当等に係る個人住民税の所得割の額を含める読替規定を追加するものでございます。

新旧対照表での説明は以上でございます。

戻りまして、改め文、8ページの附則をご覧ください。

第1条の施行期日でございます。

この条例は、令和6年4月1日から施行するものでございますが、令和6年能登半島地震災害に係る附則第5条の2及び附則第6条の改正規定は、国の施行期日に合わせて、令和6年2月21日から適用するものでございます。

第2条は、固定資産税に関する経過措置規定でございます。

第2項は再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例、第3項は企業主導型保育事業に係る課税標準の特例、第4項は一体型滞在快適性等向上事業により整備した滞在快適性等向上施設等に係る課税標準の特例について、経過措置の規定でございます。

以上で説明とさせていただきます。ご承認賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長（佐藤聡一君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、町長報告のとおりこれを承認することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（佐藤聡一君） 起立全員。

よって、本件は承認されました。

---

◎承認第2号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（佐藤聡一君） 日程第4、承認第2号 専決処分の承認について（東吾妻町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長（中澤恒喜君） 承認第2号 東吾妻町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、提案理由の説明を申し上げます。

東吾妻町税条例の一部を改正する条例の専決処分同様、本年3月30日公布、4月1日施行の地方税法等の一部を改正する法律に合わせ、東吾妻町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したことについて、ご承認をお願いするものでございます。

この条例の施行日を法律に合わせるため、令和6年3月30日公布、4月1日施行といたしております。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご承認をくださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 続いて、担当課長の説明を願います。

税務課長。

○税務課長（堀込恒弘君） ご説明申し上げます。

本件につきましては、町長提案説明のとおり、地方税法等の一部を改正する法律が令和6年4月1日に施行されたことに伴う東吾妻町国民健康保険税条例の一部改正について、専決処分のご承認をお願いするものでございます。

改正内容についてご説明させていただきますので、新旧対照表をご覧ください。

課税額に関する第2条第3項及び国民健康保険税の減額に関する第23条第1項では、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を負担の公平性の確保及び中間所得層の被保険者の負担に配慮することを目的に、改正前の22万円を改正後は24万円に改めております。

第23条第1項第2号では、国民健康保険税の減額の基準について、経済動向等を踏まえた軽減判定所得の見直しが行われたため、5割減額の対象となる所得の算定において、被保険者等の数に乗すべき金額を改正前の29万円から、改正後は29万5,000円に改め、同項第3号では、2割減額の対象となる所得の算定において、被保険者等の数に乗すべき金額を改正前の53万5,000円から、改正後は54万5,000円に改めております。

新旧対照表の説明は以上でございます。

戻りまして、改め文附則をご覧ください。

第1項では施行期日を、第2項では適用区分を規定しておるものでございます。

以上で説明とさせていただきます。ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤聡一君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、町長報告のとおりこれを承認することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐藤聡一君） 起立全員。

したがって、本件は承認されました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（佐藤聡一君） 日程第5、議案第1号 財産（土地）の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第1号 財産（土地）の取得について、提案理由の説明を申し上げます。

吾妻郡一般廃棄物処理施設建設事業に伴い、施設までの進入路を道路法に基づく町道認定としている部分の有償となる国有地を財務省より財産として土地を購入するものでございます。

この土地は国有地のため、国有地を取得したい旨の取得要望書を財務省へ提出し、要望のとおり決定したとの通知がございました。その後、見積り合わせを行い、令和6年3月28日付で区画決定されました。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

建設課長。

○建設課長（福原治彦君） 大変お世話になります。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第1号 財産（土地）の取得について説明をさせていただきます。

この土地は、吾妻郡一般処理施設建設予定地への進入路として、道路法に基づく町道認定をしている部分の用地を形成しているものでございます。

この進入路は、廃棄物処理施設利用者に重要な道路であり、隣接には国有林があり、土地への出入りも利用することが必要となる状況でございます。

1ページをご覧ください。

土地の所在地は、大柏木字大場19番地ほか9筆となります。

土地の内訳は、原野9筆3万8,041.11平方メートル、山林1筆382.92平方メートル、合計10筆3万8,424.03平方メートル、取得価格は見積り合わせにより、3,385万1,000円となります。

契約の相手方は、財務省関東財務局前橋財務事務所長、越湖建二氏となります。

3ページをご覧ください。

道路用地は、資料の右端の大柏木トンネル付近より左端の一般廃棄物処理施設建設予定地までの付近、延長約2キロメートルです。

道路用地全体の面積は11万5,272.08平方メートル、うち用地取得分は3万8,424.03平方メートルとなり、用地無償貸与部分は7万6,848.05平方メートルとなります。

また、用地無償貸与部分につきましては、町道の供用開始がなされた時点で、無償で町に贈与される予定となります。

4ページにつきましては、用地取得部分を拡大した資料となります。

今後の予定につきましては、ご議決をいただければ、議決書の書類を添付した売払い申請書を提出し、その後、土地の契約となる予定でございます。

以上ですが、よろしくお願いをいたします。

○議長（佐藤聡一君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐藤聡一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（佐藤聡一君） 日程第6、議案第2号 工事の施行に関する協定の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第2号 工事の施行に関する協定の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

歩道橋は、JR吾妻線に架かる橋で、原町駅南側と北側を連絡する橋として平成19年に架設をされました。橋梁点検の結果、コンクリート部のひび割れ等が生じている状況であります。安全な通行を確保し、鉄道への被害を防止するために、歩道橋の補修工事を実施するものでございます。

工事を実施するに当たり、鉄道施設内での工事を伴うため、以前から施設管理者の東日本旅客鉄道株式会社と協議を進めておりました。協議が調ったため、東日本旅客鉄道株式会社と6,684万6,000円で工事の施行に関する協定の締結を行うものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますよう、よろしく申し上げます。

○議長（佐藤聡一君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

建設課長。

○建設課長（福原治彦君） それでは、議案第2号 工事の施行に関する協定の締結について説明させていただきます。

この歩道橋は、JR吾妻線に架かる原町駅の北側と南側を連絡する橋でございます。

この橋につきましては、先ほど町長の説明にもございましたように、平成19年に架設された橋でございます。橋長は49.4メートル、幅員2.5メートルで、駅の南側と北側を結ぶ重要な橋となっております。

10ページ、補修一覧図をご覧ください。

補修の内容としまして、橋面補修工として舗装打ち換え工、橋面防水工、床版補修工としましてひび割れ補修工、上部工補修として塗装の塗り替え工となっております。

事業につきましては、国庫補助事業の道路メンテナンス事業を活用して行う予定でございます。

工事費の財源としまして、国庫補助金3,498万円、過疎債3,180万円、一般財源6万6,000円となります。

工事に際しましての完全通行止めにつきましては、橋面補修工の期間3か月を計画しておりますが、実施する場合には、できるだけ短い期間で工事を実施する予定でございます。

また、通行止めを行う際には、事前に通行止めの案内看板等を設置し、内容を周知する予定でございます。

また、JR吾妻線につきましては、運行しながらの施工となるため、夜間作業も行う予定での工事となります。

地域住民の方、JR利用者には、ご迷惑をおかけする部分もあるかと思いますが、短期間でできるだけよい工事を行いながら、完成を目指していく予定でございます。

説明については以上となりますが、よろしくお願いをいたします。

○議長（佐藤聡一君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐藤聡一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

---

◎日程の追加

○議長（佐藤聡一君） お諮りいたします。議員派遣の件について、緊急を要する事件と認め、日程に追加し、追加日程第1とし、直ちに審議することにしたと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤聡一君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件を日程に追加し、追加日程第1とし、直ちに審議することに決定いたしました。

事務局で議事日程等を配付いたしますので、しばらくお待ちください。

（資料配付）

---

#### ◎議員派遣の件について

○議長（佐藤聡一君） 追加日程第1、議員派遣の件についてを議題といたします。

5月21日に開催される全国町村議会議長会主催の令和6年度全国町村議会議長会議長・副議長研修会については、会議規則第127条第1項の規定により、お手元に配付した議員派遣の件のとおり決定したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤聡一君） 異議なしと認め、お手元に配付したとおり派遣することに決定いたしました。

なお、後日、内容等に変更が生じた場合は、議長に一任されたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤聡一君） 異議なしと認めます。

したがって、内容等に変更が生じた場合は議長に一任することに決定いたします。

---

○議長（佐藤聡一君） お諮りいたします。会議規則第45条の規定に基づき、本会議の結果、

その条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任された  
いと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤聡一君) 異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に一任することに決定いたしました。

---

○議長(佐藤聡一君) お諮りいたします。本臨時会に付された事件は全て終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により、これをもって閉会にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤聡一君) 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会はこれをもって閉会することに決定いたしました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長(佐藤聡一君) これをもって本日の会議を閉じ、令和6年第2回臨時会を閉会いたし  
ます。

大変お疲れさまでした。

(午前10時35分)

地方自治法第123条の規定により下記に署名する。

令和 年 月 日

東吾妻町議会議長 佐 藤 聡 一

署 名 議 員 齋 藤 貴 史

署 名 議 員 増 子 京 子

署 名 議 員 樹 下 啓 示